「第１回京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会」
議事概要

〇日　時　令和 2 年 10 月 29 日（木）14 時 30 分～15 時 19 分
〇場　所　ホテルグリーンタワー幕張３階「メイフェア」
〇出　席　京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会委員名簿、配席図参照
＜資　料＞
資料 1　京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）
資料 2　京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）
参考資料 1　　特定地域の指定基準等について
参考資料 1-2　官報
参考資料 2　　特定地域の指定について（自動車交通局長通達）
参考資料 3　　準特定地域における適正と考えられる車両数について（関東運輸局長通達）
〇開　会

【土屋専務】

・開会　・司会者自己紹介　・協議会成立報告（京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第 5 条第 10 項）　・協議会は原則として公開とする規定と報道関係者は終了まで入室可の説明（京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第 5 条第 14 項）　・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い　・資料過不足の確認　・名簿、配席図により出席者紹介（構成員交代の報告、①千葉県総合企画部交通計画課長三林直慶 → 豊田和広、②京成タクシー市川株式会社代表取締役社長萩原進也 → 戸川　有、③全国交通運輸労働組合総連合千葉県交通運輸労働組合副執行委員長石渡健治 → 石川文男、④東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長早川和利 → 総務部企画部長森原大輔、⑤千葉県警察本部交通部交通指導課長高原清久 → 髙木善行、⑥千葉労働局労働基準部監督課長西川聡子 → 松崎　勉）・千葉運輸支局の方々のオブザーバーとしての出席の報告

議事に入りたいと思います。榛澤会長進行お願い致します。

【榛澤会長】

それでは、議事に入ります。

京葉交通圏は、昨年 11 月 22 日、国土交通省において、特定地域の指定基準に基づき該当状況を確認したところ、指定基準に該当しなかったことから、令和 2 年 3 月 31 日をもって特定地域の指定が解除され、令和 2 年 4 月 1 日より準特定地域となっております。本日の協議会では、京葉交通圏が特定地域から準特定地域になったことに伴う設置要綱の改正と準特定地域計画の策定について協議をしていただきたいと考えております。限られた時間でありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。はじめに、今般、京葉交通圏が特定地域から準特定地域となったことにつきまして、オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局に説明をお願いしたいと思います。

【佐藤首席】

参考資料1「特定地域の指定基準等について」をご覧ください。

…… 説明 ……

【榛澤会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

…… 質問等なし ……

【榛澤会長】

それでは、議事に進みたいと思います。議題（1)「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について」を事務局より説明をお願い致します。

【土屋専務】

それでは、資料1「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案)」をご覧ください。変更内容についてご説明させて頂きます。変更内容については、赤字見え消しで示してございます。

・表題　→　特定地域から準特定地域になったことに伴う変更

・第1条　→　「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方」（平成26年1月24日　国自旅第411号）で示されている「モデル要綱」に基づき変更

・第3条　→　特定地域から準特定地域となったことに伴う変更

・第4条　→　構成員の任期を地域指定の期限に変更

・第5条3項、8項　→　会長、事務局長の任期を地域指定の期限に変更

・第5条11項（2)、(3)、(4)　→　特定地域から準特定地域となったことに伴う変更

→　モデル要綱に基づく変更

・第5条12項　→　特定地域から準特定地域となったことに伴い削除

・第5条13～16項　→　12項削除による項ズレ

→　特定地域から準特定地域となったことに伴う変更

・第5条16項　→　モデル要綱に基づく変更

以上、設置要綱の改正について、説明させていただきました。

【榛澤会長】

ただいま事務局より「設置要綱の改正」について、ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

…… 質問等なし ……

【榛澤会長】

それでは、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。ご承認を頂ける方は挙手をお願い致します。

…… 全員挙手 ……

【榛澤会長】

それでは、設置要綱の改正につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

ありがとうございました。それでは次に、議題（2)「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協

議会準特定地域計画（案）」について事務局から説明をお願い致します。

【土屋専務】

それではご説明させていただきます。資料 2「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」をご覧ください。

…… 説明 ……

【榛澤会長】

ただいま事務局より「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」について説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

…… 質問等なし ……

【榛澤会長】

それでは、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。ご承認を頂ける方は挙手をお願い致します。

…… 全員挙手 ……

【榛澤会長】

それでは、準特定地域計画の策定につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。準特定地域計画につきましては、千葉県タクシー協会のホームページに掲載するとともに、国土交通大臣あて送付をさせていただきます。

【榛澤会長】

次に、議題（3）「その他」ですが、これまでの議題のほか、ご意見やご質問がございましたらお願い致します。

…… 質問等なし ……

【榛澤会長】

ほかにご意見がないようでしたら、山田事務局長から一言お願い致します。

【山田事務局長】

最後まで慎重なご審議を頂きましてありがとうございます。改正タクシー特措法の主旨に基づき、業界といたしましては、供給量の削減をはかるとともに様々な活性化策を行ってまいりました。

今回、京葉交通圏につきましては、舞浜エリアを含めた一部の地域において事業者の経営指標が好転したため特定地域から準特定地域へ移行することになりましたが、業界全体といたしましてはまだまだ厳しい状況に変わりはないという認識であります。

そのような中、今年 2 月、乗務員の労働条件の改善やさまざまな設備投資の原資として、平成 19 年以来の運賃改定をさせて頂きました。改定後 2 週間は、運賃改定の効果を経営側・乗務員側ともに感じることができましたが、このコロナ禍で、一気に状況が変わってしまいました。私共は公共交通機関として、需要激減の中、感染リスクがある中、運行を継続いたしました。しかしながら、私共は、人が動くことにより成り立つ業界です。新たなライフスタイルにより、お客様が外にでない環境となりました。病院にいかない、外回りの営業にも行かない、外で飲食をしない等です。

これにより売上は前年同月と比べ 30%から半減という水準まで落ち込みました。直近では、売り上げは 70%程度と回復いたしましたが、まだまだ厳しい経営状況下におかれております。こ

の間、千葉県をはじめ多くの市町村から助成金を頂きましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。
業界といたしましては、ＵＤ車両の導入、配車アプリやキャッシュレス決済端末の導入、デリバリーサービスや便利タクシー等のサービス向上を図っております。また、多くの事業者でＧＯＴＯキャンペーンの地域共通クーポンの利用もでき、お客様のご利用をお待ちしているところです。
今後とも、安全運転の徹底、接客接遇の向上を図るとともに、適正化・活性化策を進めて参りますので、引き続き皆様のご理解をいただくとともに、様々なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【榛澤会長】

ありがとうございました。続きまして、千葉県個人タクシー協会泉水会長から一言お願い致します。

【泉水千葉県個人タクシー協会会長】

法人タクシー同様、個人タクシーも大変厳しい状況です。今年１月下旬、東京の個人タクシーが屋形船での新型コロナウイルス集団感染の報道があり、個人タクシーの評判が落ち、売上げもまだ６割から７割程度です。我々、個人タクシーは個人事業主なので持続化給付金制度等で助かっています。また、地域行政から支援金等をいただき助かっています。
本当であればオリンピック・パラリンピック等により、4 千万人とも言われる訪日外国人旅客があったはずが、180 度、全く違った状況に落とされてしまいました。
この厳しい状況の中、ＧＯＴＯキャンペーン等で国の方でも何とか人が動くようにとやっていただいていますが、なかなか、我々のような下々の者はＧＯＴＯキャンペーンを使って旅行に行けない。お客様もタクシーを使えないという状況がまだまだ続くと思います。新型コロナの終息が見えない限り、これから先どうなのか厳しい状況が続きますが、今後とも個人タクシーを宜しくお願い致します。

【榛澤会長】

ありがとうございました。続きまして、全国自動車交通労働組合連合会千葉地方連合会岡里執行委員長から一言お願い致します。

【岡里全国自動車交通労働組合連合会千葉地方連合会執行委員長】

山田協会長、泉水協会長が言われたとおり、我々は大変な思いをしております。元々低い賃金体形で頑張ってきましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、かなり収入が減っております。我々労働組合としては、全国のハイヤー・タクシーの仲間を守っていくためにも、国に対し１労働日につき１万円の危険手当を要望していこうと思っております。雇用調整助成金が廃止された場合には、大変なことが起こるのではないかと思っております。この雇用調整助成金が打ち切られた時の用意として、危険手当として１労働日につき１万円を国の方に要望していこうと考えております。
あと１点、ご存知のとおり、ウーバー、ライドシェアによる白タクの合法化であります。これに関しては、ウーバーが食品の配送でかなり成長しております。今後、ウーバーは公共交通の方に移行するという情報が入っております。今まで我々は、対決、排除の対象でしたが、これ

が公共交通から入ってライドシェアをやるという、白タクを合法化してライドシェアをやるということも聞いているので、我々労働組合としては、これからかなり警戒する必要があるのではないかと思っております。

【榛澤会長】

ありがとうございました。以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【土屋専務】

榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは以上を持ちまして、「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。

本日は、誠にありがとうございました。